

## 国立大学法人鳴門教育大学安全管理委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 36 号

改正 平成17年3月14日規程第28号  
平成18年8月 3日規程第40号  
平成19年3月23日規程第19号  
平成19年6月27日規程第56号  
平成20年3月17日規程第11号  
平成21年3月31日規程第55号  
平成22年3月24日規程第65号  
平成23年3月31日規程第35号  
平成26年3月24日規程第42号  
平成29年3月 8日規程第70号  
平成31年3月13日規程第25号  
令和 4年3月 9日規程第31号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における，遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討すること並びに動物実験を立案し実施する場合の必要な事項を審議するため，国立大学法人鳴門教育大学安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 遺伝子組換え生物等取扱い安全主任者
- (2) 遺伝子組換え生物等の研究者である教員 1人
- (3) 動物実験の研究者である教員 1人
- (4) 実験動物に関する知識を有する教員 1人
- (5) 国語科教育コース，英語科教育コース及び社会科教育コースに属する教員のうちから 1人
- (6) 数学科教育コース，理科教育コース，技術・工業・情報科教育コース及び家庭科教育コースに属する教員のうちから 1人
- (7) 心身健康センター所長
- (8) 総務部の課長（附属学校課長を除く。）
- (9) 教務部学術情報推進課長
- (10) その他学長が指名する者 若干人

2 前項第2号から第6号及び第10号の委員は，学長が任命する。

3 第1項第1号から第4号の委員は，兼ねることができる。

(任期)

第3条 前条第2項に規定する委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、安全主任者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を検討又は審議する。

(1) 遺伝子組換え生物等使用等規程に関する事項

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等に当たって執るべき拡散防止措置の妥当性に関する事項

(3) 動物実験計画に関する事項

(4) 動物の飼育管理に関する事項

(5) 取扱者に対する教育訓練及び健康管理に関する事項

(6) 事故発生時の際の必要な処置に関する事項

(7) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る拡散の防止並びに実験動物に関する事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月3日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第 2 条第 1 項第 5 号に規定する委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 施行日において、第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき選出された委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず 1 年とする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。